



# 外国人の制度が変わります

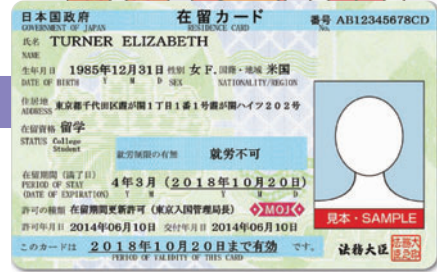
平成24年7月から、外国人住民も日本人と同じ「住民基本台帳制度」の対象となります。これまでの外国人登録証明書にかわり、在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます。ここでは制度改正の内容についてお知らせします。

## ●7月9日(月)から新制度がスタートします

新たな在留管理制度の導入および特別永住者制度の見直しに伴い、外国人登録制度が廃止され、3カ月を超える中長期間の在留資格のある方などには在留カードが、特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

また、外国人住民も住民基本台帳への登録の対象になり、氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名、続柄、住所、国籍・地域、在留の資格などが記載されます。

新制度では、外国人住民と日本人住民が混在する世帯も一つの世帯として捉えますので、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。また、委任を受けた代理人による転居などの手続きが可能になります。

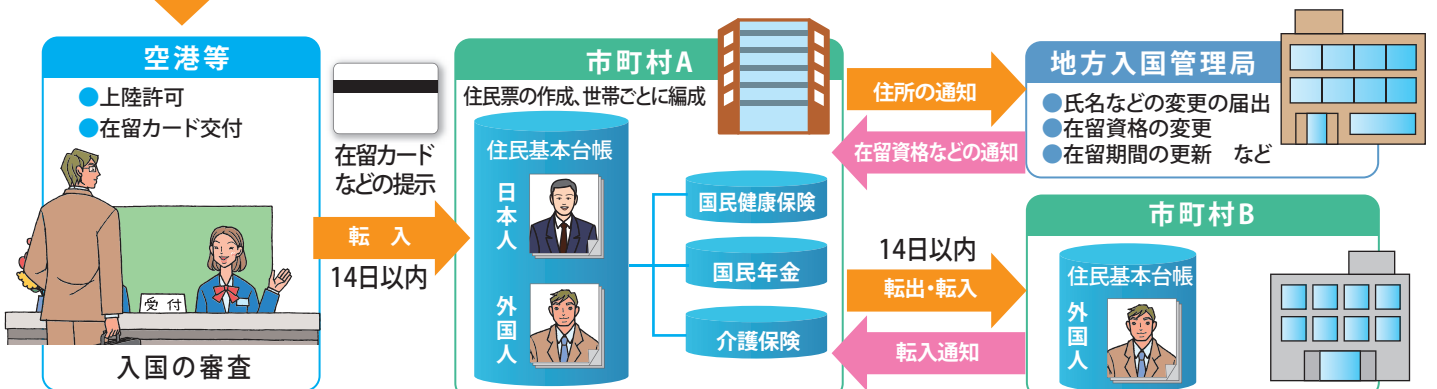


## ●新制度がスタートしたら…

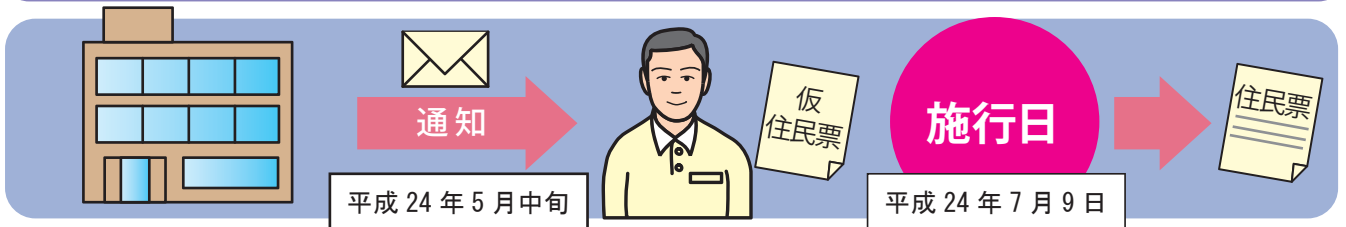


↓  
入国

- 国外から転入した場合、14日以内に居住地を市民課に届け出てください。
  - 市外へ転出する場合、日本人と同様に転出手続きが必要です。転出は1カ月前から届け出ることができ、転出証明書を発行します。市外から転入する場合、転出証明書を添えて14日以内に市民課に届け出てください。
  - 国外へ転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届け出が必要となります。
  - 特別永住者の方を除き、市で行う手続きは居住地の届け出だけになります。氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更や在留期間更新などは地方入国管理局で行い、その情報が市へ提供されるようになります。
- ※各種届出の際には、在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書（以下「登録証明書」）のいずれかを持ってきてください。
- ※世帯主以外の方の転居、転入手続きなどは、夫婦や親子など家族関係が分かる公的な文書(日本語でない場合はその翻訳文)が必要になります。



## ●円滑に新制度へ移行するために仮住民票を作成し、その内容を本人に通知します。



- 新制度の対象者の条件を満たす外国人住民について、外国人登録の内容に基づいた仮住民票を作成します。5月中旬に「仮住民票記載事項通知書」を本人に通知する予定です。
- 「仮住民票記載事項通知書」が届いたら、必ず内容を確認してください。記載が実情と異なる場合は、外国人登録の変更申請などの手続きを行ってください。
- 5月末になっても「仮住民票記載事項通知書」が届かない場合は、市民課に問い合わせてください。
- 仮住民票の内容は、外国人登録の変更申請などによって自動的に変更されます。住所、家族構成、在留の資格などが変わったら外国人登録の変更申請などをきちんと届けてください。
- 施行日(7月9日)に仮住民票は住民票に移行します。

## Q&A

**Q** 登録証明書は、すぐに在留カードや特別永住者証明書(以下「在留カード等」)にかえる必要はありますか？

**A** 登録証明書は、法改正後すぐにかえる必要はなく、一定期間は登録証明書が在留カード等とみなされます(希望により交換可能)。永住者以外の方は、地方入国管理局で在留期間更新などの手続きの際に在留カードが交付されます。永住者の方は地方入国管理局に在留カードの交付申請を、特別永住者の方は市の窓口で特別永住者証明書の交付申請を行う必要があります。交換の手続きについては、あらためてお知らせします。

**Q** 登録証明書と在留カード等の記載内容は同じですか。

**A** 通称名や併記名、世帯主の氏名と続柄、旅券番号、出生地などは在留カード等に記載されません。通称名や併記名、世帯主の氏名が必要な場合は、住民票の写しを取得していただく必要があります。

**Q** 外国人登録の記録が必要な時はどうしたらいいですか。

**A** 新制度が始まると、外国人登録原票は法務省へ回収されます。これまでの記録が必要となった場合は、外国人本人または法定代理人が法務省へ登録原票の開示請求を行うことになります。

**Q** 短期滞在や在留の資格なしの登録証明書を持っている場合はどうしたらいいですか。

**A** 在留カードの移行対象者ではないため、在留カードは交付されず、住民基本台帳制度の対象にもなりません。施行日以降すみやかに市に登録証明書を返していただくことになります。同時に住民基本台帳への登録が条件になる印鑑登録などの行政サービスが受けられなくなります。在留の資格のない方は、地方入国管理局へ相談に行くことをお勧めします。

**Q** 複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)はどのように把握するのですか。

**A** 外国人登録内容の家族事項や世帯主の氏名および続柄などを参考に把握します。「仮住民票記載事項通知書」の記載が世帯構成の実情と合わない場合は、7月6日(金)までに登録証明書を持って市民課へ来てください。

※今回のお知らせは、制度改正の一部です。詳細は、法務省および総務省のホームページをご覧ください。また、市民課および各地区市民センターの窓口にリーフレットを備えています。

■新たな在留管理制度(法務省入国管理局ホームページ) [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

■特別永住者制度(法務省入国管理局ホームページ) [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)

■住民基本台帳制度(総務省ホームページ) [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

■外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8時30分～17時15分)(☎0570-013904)